

## 政治資金規正法の一部を改正する法律

(平成一七年十一月二日法律第一〇四号)(衆)

一、提案理由(平成一七年一〇月一四日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

佐田議員 ただいま議題となりました自由民主党及び公明党の共同提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

まず、提出いたしました理由であります。

我々は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間における多額の寄附を抑制するとともに、政治資金団体に係る寄附についてその透明度を向上させる措置を講じ、もって国民の政治に対する信頼の確保を目指すものであります。

昨年の臨時国会において政治資金規正法一部改正法案を提案しましたが、さきの衆議院解散により廃案となりましたので、所要の修正を加え、改めて提案したものであります。

次に、この法律案の内容の概略であります。

第一に、政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては年間五千万円を超えてすることができないこととし、また、何人もこれに違反してされる寄附を受けてはならないこととしております。これに違反して寄附をした者及び寄附を受けた者は、一年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処することとしております。

第二に、政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体がする政治活動に関する寄附については、千円以下の寄附及び不動産の譲渡または貸し付けによる寄附を除き、預金または貯金の口座への振り込みによることなく、これをしてはならないこととし、また、何人もこれに違反してされる寄附を受けてはならないこととしております。これらに違反してされる寄附に係る金銭または物品の所有権は国庫に帰属することとしております。

第三に、施行期日であります。この法律は平成十八年一月一日から施行することとしております。

以上であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次第であります。

以上です。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成一七年一〇月一八日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました各法律案のうち、佐田玄一郎君外六名提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案及び松本剛明君外七名提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、佐田玄一郎君外六名提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間五千万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について、預貯金の口座への振り込みによることを義務づけようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、十二日佐田玄一郎君外六名提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案が、十三日松本剛明君外七名提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案が、それぞれ当委員会に付託され、十四日提出者佐田玄一郎君及び笹木竜三君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同日質疑を終局し、松本剛明君外七名提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案について内閣の意見を聴取した後、順次採決いたしましたところ、まず、松本剛明君外七名提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、次に、佐田玄一郎君外六名提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成一七年一〇月二六日）

泉信也君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第四号）は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間五千万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金の口座への振り込みによることを義務付けようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、衆第四号の法律案について発議者衆議院議員佐田玄一郎君から、衆第九号の法律案について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長遠藤武彦君から、それぞれ趣旨説明を聴取した後、今回の法改正による政治団体間の寄附制限の実効性、迂回献金の規制を導入しなかった理由、政治資金報告書についての外部監査導入の是非、政治団体の本部が支部の解散届を提出できることとした趣旨等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。